

## 市長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長及び副市長（以下「市長等」という。）並びに市長等の代理として職員が、市を代表し、行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準及び支出状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 交際費の支出区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 弔慰 市政関係者及びその親族に対する香典に係る支出
- (2) 見舞 市政関係者の病気等に対する見舞いに係る支出
- (3) 慶祝 市政運営に関係する個人及び団体の慶事に対する祝金に係る支出
- (4) 会費 会議、会合、研修会等への参加に係る支出
- (5) その他 市政運営上、市長が特に必要と認めるものに係る支出

2 交際費の支出条件及び支出金額の基準は、別表に定めるところによる。

(公表する内容)

第3条 交際費の支出状況の公表（以下「交際費の公表」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出先等

2 前項の規定にかかわらず、弔慰、見舞等に係る交際費で相手方に特段の配慮が必要と認められる場合は、個人名は公表しないものとする。

(公表の時期及び方法)

第4条 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の15日までにを行うものとする。

2 交際費の公表は、その内容を鳥取市公式ウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、同日以後に支出が決定されるものから適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、改正後の市長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱の規定は、同日以後に支出が決定されるものから適用する。

別表（第2条関係）

区分	支出条件	金額
弔慰	次に掲げる者が死亡した場合 (1) 市議会議員及び元市議会議員 (2) 国会議員及び県議会議員 (3) 市に係る国の機関及び県内の地方公共団体の長及び主要職員 (4) 市の職員 (5) その他市長が特に必要と認めた者	1万円。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、市長が認めた額とする。
見舞	次に掲げる者の病気等の見舞い (1) 市議会議員及び元市議会議員 (2) 国会議員及び県議会議員 (3) 市に係る国の機関及び県内の地方公共団体の長及び主要職員 (4) その他市長が特に必要と認めた者	1万円以内
慶祝	必要に応じ、市長が判断する。	市長が認めた額
会費	(1) 市に係る各種団体等が催す記念行事及び総会等に対する会費 (2) 市政の円滑な運営に有効な研修会及び人的交流を持つ会等に対する会費	実費
その他	必要に応じ、市長が判断する。	市長が認めた額